

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月15日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	インデックスオープン・アメリカ株式
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

インデックスオープン・アメリカ株式

以下、「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、１口当たり１円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、１万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、計算日翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター：Tel 0120-104-694

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

ホームページ [<https://www.am-one.co.jp/>]

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、１口以上１口単位となります。

（７）【申込期間】

2026年7月16日から2027年1月15日までとします。

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社とします。販売会社については、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込み証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、S&P 500[®]（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし
	対象インデックス	その他（S&P 500 [®] （配当込み、円換算ベース））

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「インデックス型」とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「その他資産（投資信託証券（株式 一般））」とは、目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（親投資信託）を通じて実質的に株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「北米」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「ファミリーファンド」とは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。
- ・「その他（S&P 500[®]（配当込み、円換算ベース））」とは、日経225、T O P I Xにあてはまらない全てのものをいいます（対象インデックスはS&P 500[®]（配当込み、円換算ベース）となります。）。

当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1 米国の株式を主要投資対象とし、S&P 500[®]（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- S&P 500インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している株式に実質的に投資します。

※S&P 500[®]とは、米国の投資情報会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが算出、公表している株価指数で、米国の主要500銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。

- S&P 500[®]（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。また、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

※株式、上場投資信託証券等に直接投資を行う場合があります。

2 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

■ 分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行う方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

指数の著作権等

S&P 500[®]はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）に付与されています。S&P[®]、S&P 500[®]、US 500、The 500、iBoxx[®]、iTraxx[®]およびCDX[®]は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）がスポンサーとなっており、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に本商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P 500[®]の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P 500[®]に関する、S&P Dow Jones IndicesとアセットマネジメントOneとの間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および/または商号をライセンス供与していることです。S&P 500[®]は、アセットマネジメントOneまたは本商品を考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P 500[®]の決定、構成または計算に際して、アセットマネジメントOneまたは本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500[®]に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESまたは第三者ライセンサーは、S&P 500[®]またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P 500[®]を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、アセットマネジメントOne、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P

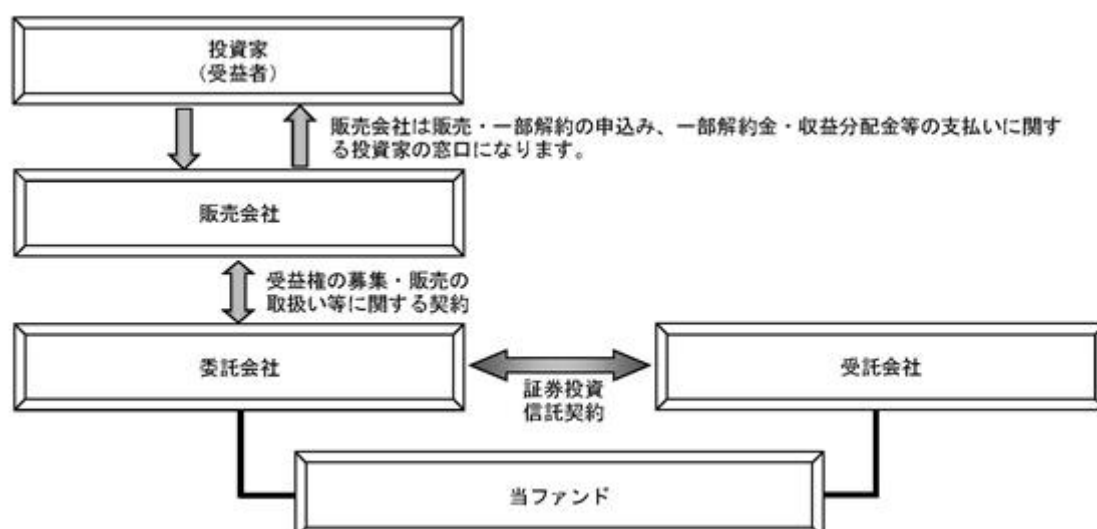
DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンシーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および/または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとアセットマネジメントOneとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

（２）【ファンドの沿革】

2023年 3月22日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2025年 8月12日	ファンドの委託会社を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」に変更 ファンドの名称を「PayPay投資信託インデックス アメリカ株式」から「インデックスオープン・アメリカ株式」に変更 その他、ファンドの主要投資対象、信託報酬、ベンチマーク等の変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社：アセットマネジメントOne株式会社

信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社

当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

ファミリーファンド方式について

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



株式、上場投資信託証券等に直接投資を行う場合があります。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2026年4月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2026年4月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
株式会社第一ライフグループ	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、株式会社第一ライフグループ49.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

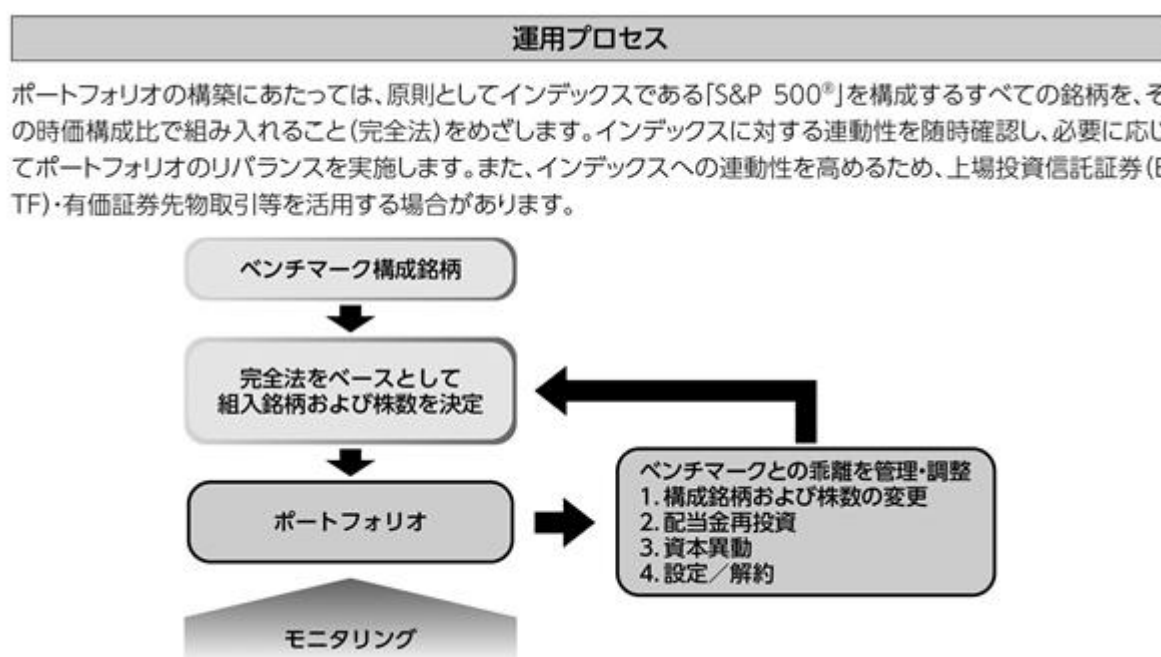
この投資信託は、S&P 500[®]（配当込み、円換算ベース）（以下「ベンチマーク」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

投資対象

S & P 500 インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、上場投資信託証券等に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1.主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株価指数先物取引を利用する場合があります。
- 2.マザーファンド受益証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。
- 3.実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 4.市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



上記はマザーファンドの運用プロセスです。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいい、以下、同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り、信託）
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）
 - ニ．金銭債権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたS & P 500インデックス・マザーファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 17．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 19．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号が

ら第6号までの証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下、「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

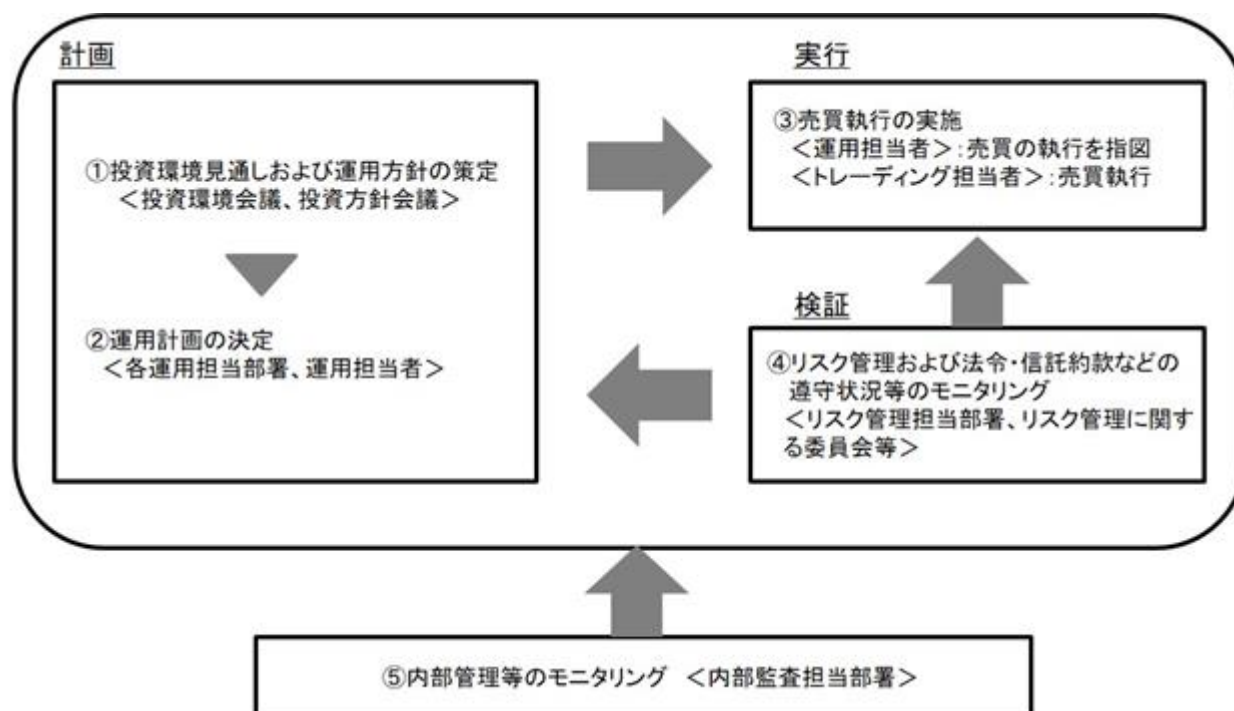
（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	S & P 500 インデックス・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、S&P 500 [®] （配当込み、円換算ベース）（以下「ベンチマーク」といいます。）に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。
主な投資対象	米国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主として、米国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行います。 2. ベンチマークへの連動性を高めるため、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。また、有価証券先物取引等を活用する場合があります。 3. 株式の組入比率は原則として高位を維持します。 4. 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	1. 株式への投資割合には、制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 3. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 4. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 5. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 6. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

a．ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署（人数20～40人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2026年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

ファンドの決算日

原則として毎年4月15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合（信託約款）

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資割合（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合（信託約款）

投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることと

なった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下、同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限（信託約款）

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

投資信託財産の運用として行なうデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（本 においてデリバティブ取引とは金融商品取引法第2条第20項に規定するも

のをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことはできません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

流動性リスク管理態勢の整備（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について受益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行なうことはできません。

デリバティブ取引の利用目的（信託約款）

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

カンントリー・リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難になる可能性があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当するために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

ファミリーファンド方式での運用におけるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

基準価額の動きの留意事項について

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてS&P 500[®]（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

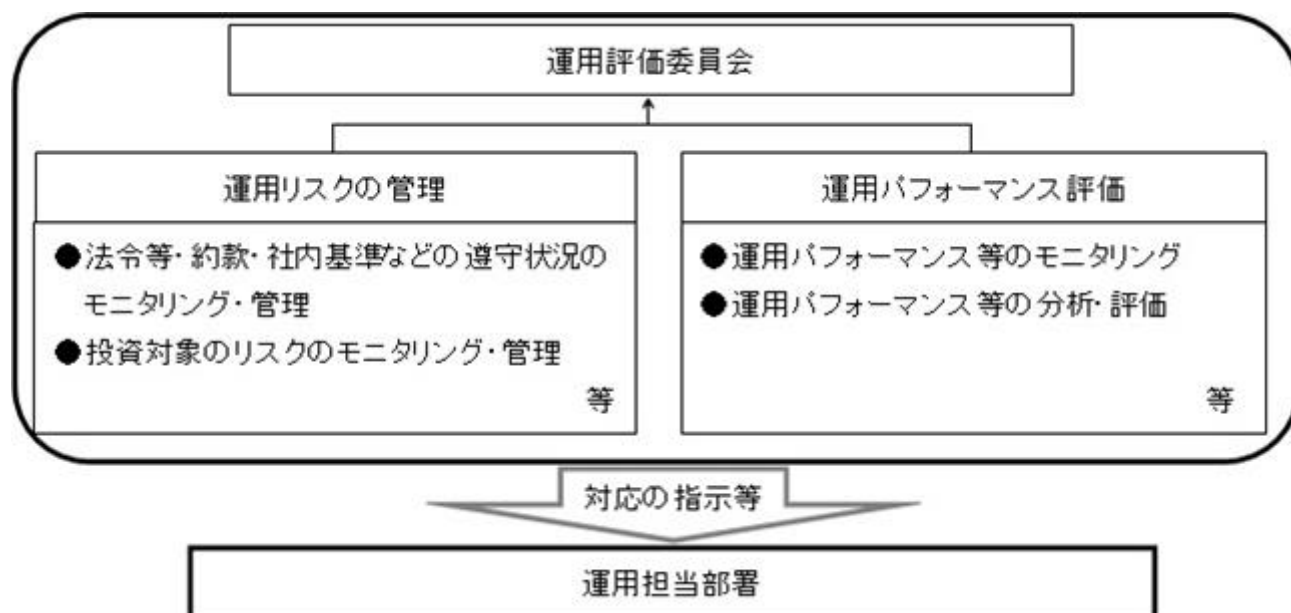
収益分配金に関する留意点

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

(2) 投資リスクの管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

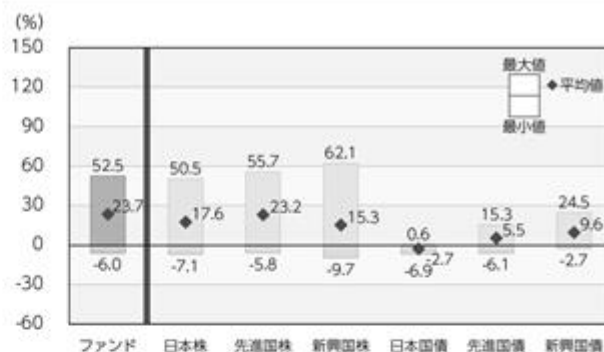
リスク管理体制は2026年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2021年5月～2026年4月(2021年5月～2024年2月は対象インデックスのデータ)

代表的な資産クラス:2021年5月～2026年4月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*ファンドの対象インデックスはS&P 500®(配当込み、円換算ベース)です。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.09372%（税抜年0.0852%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次のとおりです。

信託報酬の配分 （税抜）	委託会社	年0.0326%
	受託会社	年0.0180%
	販売会社	年0.0346%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価

受託会社：運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

販売会社：購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（４）【その他の手数料等】

・信託財産留保額

ありません。

・その他の費用

(イ) ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(ロ) 信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ハ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ニ) 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

(ホ) マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上場投資信託（ETF）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（ETF）の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2026年4月末現在のものであります。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.11%	0.09%	0.02%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年4月16日～2026年4月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※当ファンドは2025年8月12日に委託会社が「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」に変更となり、以下の約款変更を実施しております。

- ・主要投資対象：「上場投資信託証券」から「マザーファンド受益証券」に変更
- ・信託報酬率(税込)：「年率0.0506%」から「年率0.09372%」に変更
- ・「その他費用の比率②」に含まれる法定開示にかかる費用：2025年8月11日までファンド負担、2025年8月12日から委託会社負担

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2026年4月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	4,491,986,271	100.00
内 日本	4,491,986,271	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	138,391	0.00
純資産総額	4,492,124,662	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

S & P 500インデックス・マザーファンド

2026年4月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	363,992,024,550	96.56
内 アメリカ	353,181,716,499	93.69
内 アイルランド	7,525,180,551	2.00
内 スイス	1,073,485,514	0.28
内 オランダ	556,094,914	0.15
内 オランダ領キュラソー	505,273,505	0.13
内 パミューダ	404,131,200	0.11
内 リベリア	387,688,157	0.10
内 ジャージイー	179,975,240	0.05
内 パナマ	178,478,970	0.05
投資証券	6,729,358,251	1.79
内 アメリカ	6,729,358,251	1.79
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,241,513,073	1.66
純資産総額	376,962,895,874	100.00

その他資産の投資状況

2026年4月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	6,610,634,240	1.75
内 アメリカ	6,610,634,240	1.75

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2026年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	S & P 500インデックス・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	935,986,471	4.6421 4,344,957,526	4.7992 4,491,986,271	- -	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

S & P 500 インデックス・マザーファンド

2026年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	919,106	23,142.46 21,270,382,769	33,561.60 30,846,674,822	- -	8.18
2	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	555,289	33,546.55 18,628,030,503	43,332.56 24,062,097,408	- -	6.38
3	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	280,862	72,898.25 20,474,348,903	68,079.13 19,120,843,250	- -	5.07
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	369,488	33,397.50 12,339,977,592	42,188.98 15,588,323,911	- -	4.14
5	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	220,207	31,337.81 6,900,805,611	56,126.87 12,359,531,115	- -	3.28
6	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	179,331	41,195.57 7,387,643,649	65,030.12 11,661,917,436	- -	3.09
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	176,888	31,431.79 5,559,907,954	55,705.05 9,853,555,043	- -	2.61

8	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス	82,726	102,843.81 8,507,857,250	107,320.15 8,878,167,291	- -	2.36
9	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	106,376	57,096.71 6,073,719,882	59,793.39 6,360,581,867	- -	1.69
10	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サービス	69,358	80,066.04 5,553,220,627	76,246.19 5,288,283,814	- -	1.40
11	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	101,979	43,445.01 4,430,479,538	49,600.60 5,058,220,352	- -	1.34
12	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	29,972	122,121.53 3,660,226,639	136,525.57 4,091,944,440	- -	1.09
13	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	158,064	17,544.48 2,773,151,302	24,807.52 3,921,176,046	- -	1.04
14	MICRON TECH INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	42,570	22,645.36 964,013,199	83,155.79 3,539,942,380	- -	0.94
15	VISA INC アメリカ	株式 金融サービス	63,585	55,927.29 3,556,137,085	53,708.19 3,415,035,604	- -	0.91
16	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	165,802	16,114.49 2,671,815,095	20,531.52 3,404,167,725	- -	0.90
17	ADVANCED MICRO DEVICES アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	61,668	21,790.50 1,343,776,780	54,069.07 3,334,331,587	- -	0.88
18	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	91,150	26,641.79 2,428,400,006	36,464.66 3,323,754,351	- -	0.88
19	INTEL CORP アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	177,592	4,179.93 742,322,186	15,196.95 2,698,857,188	- -	0.72
20	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	16,789	159,557.57 2,678,812,151	160,176.68 2,689,206,302	- -	0.71
21	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サービス	30,803	89,792.71 2,765,884,984	84,241.63 2,594,895,227	- -	0.69
22	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	159,696	18,465.79 2,948,913,256	14,775.12 2,359,528,649	- -	0.63

23	CATERPILLAR INC アメリカ	株式 機械	17,599	64,845.26 1,141,211,887	129,923.91 2,286,531,059	- -	0.61
24	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテ クノロ ジー	66,848	30,688.83 2,051,487,366	32,701.91 2,186,057,754	- -	0.58
25	CHEVRON CORP アメリカ	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	70,900	22,978.57 1,629,181,202	30,830.16 2,185,858,755	- -	0.58
26	CISCO SYSTEMS INC アメリカ	株式 通信機器	149,443	10,626.65 1,588,079,207	14,366.13 2,146,917,909	- -	0.57
27	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	250,975	7,274.49 1,825,715,414	8,481.42 2,128,625,187	- -	0.56
28	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	87,901	25,998.33 2,285,279,768	23,490.71 2,064,857,725	- -	0.55
29	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ バイ ダー／ヘル スケ ア・サー ビス	34,262	48,102.37 1,648,083,645	59,462.98 2,037,320,915	- -	0.54
30	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売 り	37,654	58,351.73 2,197,176,226	51,775.49 1,949,554,522	- -	0.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年4月30日現在

種類	投資比率（％）
株式	96.56
投資証券	1.79
合計	98.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2026年4月30日現在

業種	国内／外国	投資比率（％）
半導体・半導体製造装置	外国	16.71
インタラクティブ・メディアおよびサービス		8.25
ソフトウェア		8.17
コンピュータ・周辺機器		7.33
大規模小売り		4.21
金融サービス		3.40
銀行		3.35
石油・ガス・消耗燃料		3.16
資本市場		3.07
医薬品		2.94
航空宇宙・防衛		2.01

生活必需品流通・小売り	1.95
自動車	1.88
機械	1.79
ホテル・レストラン・レジャー	1.65
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	1.61
保険	1.57
専門小売り	1.55
バイオテクノロジー	1.51
電力	1.50
ヘルスケア機器・用品	1.48
電気設備	1.26
娯楽	1.21
通信機器	1.20
化学	1.05
飲料	1.04
電子装置・機器・部品	0.92
陸上運輸	0.84
家庭用品	0.76
各種電気通信サービス	0.76
ライフサイエンス・ツール／サービス	0.72
情報技術サービス	0.67
タバコ	0.59
総合公益事業	0.59
消費者金融	0.51
建設関連製品	0.48
金属・鉱業	0.45
商業サービス・用品	0.41
食品	0.41
専門サービス	0.35
コングロマリット	0.34
航空貨物・物流サービス	0.33
建設・土木	0.31
エネルギー設備・サービス	0.30
商社・流通業	0.26
建設資材	0.24
家庭用耐久財	0.23
繊維・アパレル・贅沢品	0.20
容器・包装	0.17
メディア	0.16
無線通信サービス	0.15
旅客航空輸送	0.14
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.10
不動産管理・開発	0.09
パーソナルケア用品	0.08
ガス	0.05
水道	0.04
販売	0.03
レジャー用品	0.02
自動車用部品	0.02
合計	96.56

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

S & P 500インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

S & P 500インデックス・マザーファンド

2026年4月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	シカゴ商品取引所	S&P500 EMINI FUT Jun26	買建	115	6,580,324,539	6,610,634,240	1.75

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（2026年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 (2024年4月15日)	1,229	1,229	1.5189	1.5189
第2計算期間末 (2025年4月15日)	2,593	2,593	1.5023	1.5023
第3計算期間末 (2026年4月15日)	4,352	4,352	2.1619	2.1619
2025年4月末日	2,677	-	1.5406	-
5月末日	3,007	-	1.6499	-
6月末日	3,122	-	1.7350	-
7月末日	3,408	-	1.8446	-
8月末日	3,405	-	1.8536	-
9月末日	3,571	-	1.9265	-
10月末日	3,881	-	2.0434	-
11月末日	3,955	-	2.0760	-
12月末日	4,118	-	2.1052	-
2026年1月末日	4,159	-	2.0864	-
2月末日	4,184	-	2.0991	-
3月末日	3,948	-	1.9797	-
4月末日	4,492	-	2.2351	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	51.9
第2計算期間	1.1
第3計算期間	43.9

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,302,742,540	493,420,787
第2計算期間	1,730,746,336	814,028,128
第3計算期間	1,102,713,293	815,355,818

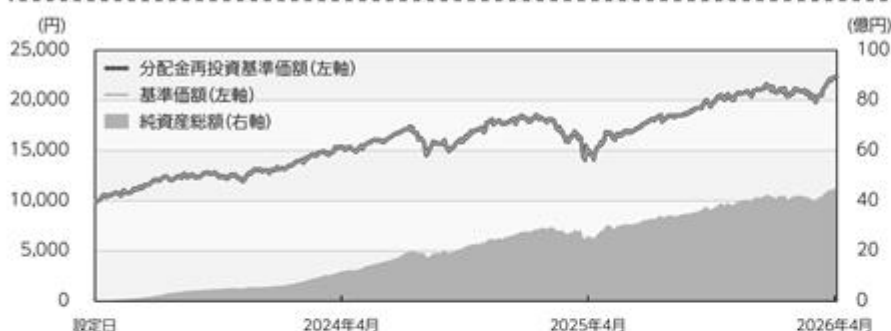
（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

データの基準日:2026年4月30日

基準価額・純資産の推移〈2023年3月22日～2026年4月30日〉



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

（設定日:2023年3月22日）

分配の推移（税引前）

2024年 4月	0円
2025年 4月	0円
2026年 4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	S&P 500インデックス・マザーファンド	100.00

■S&P 500インデックス・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国／地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	96.56
内 アメリカ	93.69
内 アイルランド	2.00
内 スイス	0.28
内 オランダ	0.15
内 オランダ領キュラソー	0.13
内 その他	0.31
投資証券	1.79
内 アメリカ	1.79
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1.66
合計（純資産総額）	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引（買建）	1.75

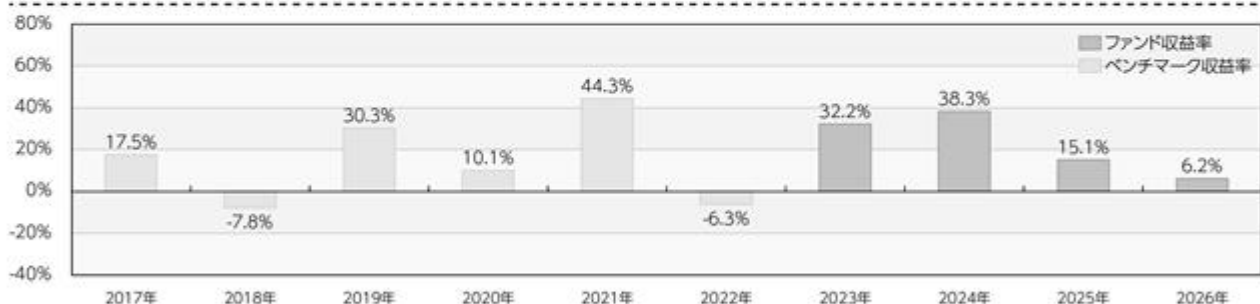
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	8.18
2	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	6.38
3	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	5.07
4	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	4.14
5	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.28
6	BROADCOM INC	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.09
7	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	2.61
8	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	2.36
9	TESLA INC	株式	アメリカ	自動車	1.69
10	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	株式	アメリカ	金融サービス	1.40

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	半導体・半導体製造装置	16.71
2	インタラクティブ・メディアおよびサービス	8.25
3	ソフトウェア	8.17
4	コンピュータ・周辺機器	7.33
5	大規模小売り	4.21

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2023年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2022年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「S&P 500®（配当込み、円換算ベース）」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

- (4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、計算日翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

- (5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

- (6) 受益権の取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター：Tel 0120-104-694

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

ホームページ [<https://www.am-one.co.jp/>]

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨークの銀行もしくはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後 3 時30分までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として毎営業日に算出されます。解約価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

ファンドの解約価額については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター：Tel 0120-104-694

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額は、販売会社もしくは上記「１ 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、計算日翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月16日から翌年4月15日までとします。

上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から2024年4月15日までとします。

（５）【その他】

信託の終了

- 1．委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2．委託会社は、上記1．の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 3．上記2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4．上記2．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 5．上記2．から4．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2．から4．までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 6．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8．受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2．委託会社は、上記1．の事項（上記1．の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3．上記2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4．上記2．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- 5．書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6．上記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7．上記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- 8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1．から7．までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記に規定する信託契約の解約または上記に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.am-one.co.jp/>）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a. 「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2025年4月16日から2026年4月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【インデックスオープン・アメリカ株式】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2025年4月15日現在	第3期 2026年4月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	55,110,261	-
コール・ローン	17,686,887	17,830,851
投資信託受益証券	2,525,862,544	-
親投資信託受益証券	-	4,352,782,855
未収入金	-	1,042,000
未収利息	208	-
流動資産合計	2,598,659,900	4,371,655,706
資産合計	2,598,659,900	4,371,655,706
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,797,595	16,832,486
未払受託者報酬	232,947	399,595
未払委託者報酬	436,715	1,491,954
その他未払費用	132,284	70,957
流動負債合計	5,599,541	18,794,992
負債合計	5,599,541	18,794,992
純資産の部		
元本等		
元本	1,726,039,961	2,013,397,436
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	867,020,398	2,339,463,278
（分配準備積立金）	87,847,662	845,698,257
元本等合計	2,593,060,359	4,352,860,714
純資産合計	2,593,060,359	4,352,860,714
負債純資産合計	2,598,659,900	4,371,655,706

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2024年4月16日 至 2025年4月15日	第3期 自 2025年4月16日 至 2026年4月15日
営業収益		
受取配当金	25,651,080	8,524,327
受取利息	1,782,236	1,687,331
有価証券売買等損益	26,835,317	1,140,148,520
為替差損益	180,601,376	73,720,764
その他収益	-	2,521,301
営業収益合計	180,003,377	1,226,602,243
営業費用		
受託者報酬	388,096	696,093
委託者報酬	727,556	2,278,097
その他費用	703,046	264,238
営業費用合計	1,818,698	3,238,428
営業利益又は営業損失（ ）	181,822,075	1,223,363,815
経常利益又は経常損失（ ）	181,822,075	1,223,363,815
当期純利益又は当期純損失（ ）	181,822,075	1,223,363,815
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	59,600,055	264,790,522
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	419,956,261	867,020,398
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,164,826,909	984,163,142
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,164,826,909	984,163,142
剰余金減少額又は欠損金増加額	476,340,642	470,293,555
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	476,340,642	470,293,555
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	867,020,398	2,339,463,278

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第3期	
	自 2025年4月16日	至 2026年4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期	第3期
	2025年4月15日現在	2026年4月15日現在
1. 期首元本額	809,321,753円	1,726,039,961円
期中追加設定元本額	1,730,746,336円	1,102,713,293円
期中一部解約元本額	814,028,128円	815,355,818円
2. 受益権の総数	1,726,039,961口	2,013,397,436口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期	第3期
	自 2024年4月16日 至 2025年4月15日	自 2025年4月16日 至 2026年4月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,670,036円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（779,172,736円）及び分配準備積立金（67,177,626円）より、分配対象収益は867,020,398円（10,000口当たり5,023.15円）であります。基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしていません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,985,633円）、費用控除後・繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（747,805,189円）、信託約款に規定される収益調整金（1,493,765,021円）及び分配準備積立金（56,907,435円）より分配対象収益は2,339,463,278円（1万口当たり11,619.48円）であります。分配を行っていません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期	第3期
	自 2024年4月16日 至 2025年4月15日	自 2025年4月16日 至 2026年4月15日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。 これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。 なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払いを目的として為替予約取引を行っております。 当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2025年4月15日現在	第3期 2026年4月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2025年4月15日現在	第3期 2026年4月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	26,604,229	-
親投資信託受益証券	-	583,143,155
合計	26,604,229	583,143,155

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第2期 2025年4月15日現在	第3期 2026年4月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5023円 (15,023円)	2.1619円 (21,619円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2026年4月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	S & P 500インデックス・マザーファンド	937,715,775	4,352,782,855	
親投資信託受益証券	合計	937,715,775	4,352,782,855	
合計			4,352,782,855	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「S & P 500インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

S & P 500インデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2026年4月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,888,726,240
コール・ローン	88,995,675
株式	346,699,176,847
投資証券	6,517,112,532
派生商品評価勘定	233,943,541
未収配当金	175,231,770
差入委託証拠金	1,543,790,654
流動資産合計	358,146,977,259
資産合計	358,146,977,259
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	53,632
未払解約金	1,042,000
流動負債合計	1,095,632
負債合計	1,095,632
純資産の部	
元本等	
元本	77,154,683,650
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	280,991,197,977
元本等合計	358,145,881,627
純資産合計	358,145,881,627
負債純資産合計	358,146,977,259

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年4月16日 至 2026年4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2026年4月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	62,150,464,008円
同期中追加設定元本額	33,856,202,961円
同期中一部解約元本額	18,851,983,319円
元本の内訳	
ファンド名	
インデックスオープン・アメリカ株式	937,715,775円
One DC 米国株式（S & P 5 0 0）インデックスファンド	19,905,356,860円
たわらノーロード S & P 5 0 0	50,669,074,394円
S & P 5 0 0 インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	4,008,981,116円
S & P 5 0 0 インデックスファンド＜為替ヘッジなし＞（適格機関投資家限定）	1,117,194,004円
AMOne 米国株 4 0 ・ 米国債 6 0 配分ファンド（為替ダイナミックヘッジ型）（適格機関投資家限定）	516,361,501円
計	77,154,683,650円

2. 受益権の総数	77,154,683,650口
-----------	-----------------

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年4月16日 至 2026年4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年4月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年4月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	47,309,220,086
投資証券	541,148,958
合計	47,850,369,044

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年5月27日から2026年4月15日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2026年4月15日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	498,449,536	-	498,457,693	8,157
	498,449,536	-	498,457,693	8,157
合計	498,449,536	-	498,457,693	8,157

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１．計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2026年4月15日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	5,109,117,396	-	5,342,999,148	233,881,752
合計	5,109,117,396	-	5,342,999,148	233,881,752

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	2026年4月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.6419円 (46,419円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

2026年4月15日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	363,976	249.020	90,637,303.520	
	ABBOTT LABORATORIES	64,789	101.050	6,546,928.450	
	AES CORP	26,191	14.400	377,150.400	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	34,827	240.270	8,367,883.290	
	ADVANCED MICRO DEVICES	60,748	255.070	15,494,992.360	
	ADOBE INC	15,295	235.720	3,605,337.400	
	CHUBB LTD	13,552	325.740	4,414,428.480	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	8,296	296.630	2,460,842.480	
	RALPH LAUREN CORP	1,440	373.000	537,120.000	
	ALLSTATE CORP	9,687	214.880	2,081,542.560	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	23,655	233.240	5,517,292.200	
	AMGEN INC	20,063	350.950	7,041,109.850	
	AMERICAN EXPRESS CO	19,954	326.960	6,524,159.840	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	20,152	135.460	2,729,789.920	
	AFLAC INC	17,393	111.940	1,946,972.420	
	AMERICAN INTL GROUP	19,992	77.020	1,539,783.840	
	ANALOG DEVICES	18,206	348.600	6,346,611.600	
	COMFORT SYSTEMS USA INC	1,311	1,650.480	2,163,779.280	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	22,805	142.050	3,239,450.250	
	VALERO ENERGY CORP	11,364	235.580	2,677,131.120	
	APPLE INC	547,006	258.830	141,581,562.980	
	APPLIED MATERIALS INC	29,573	395.640	11,700,261.720	
	ALBEMARLE CORP	4,391	189.860	833,675.260	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	17,906	68.840	1,232,649.040	
	PINNACLE WEST CAPITAL CORP	4,402	102.690	452,041.380	
	AMEREN CORP	10,298	111.860	1,151,934.280	

AUTODESK INC	7,899	228.590	1,805,632.410	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	15,002	195.080	2,926,590.160	
AUTOZONE INC	617	3,508.500	2,164,744.500	
AVERY DENNISON CORP	2,843	170.850	485,726.550	
BALL CORP	9,985	63.510	634,147.350	
BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	68,323	477.540	32,626,965.420	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	25,643	130.510	3,346,667.930	
BAXTER INTERNATIONAL INC	18,923	17.590	332,855.570	
BECTON DICKINSON & CO	10,609	155.730	1,652,139.570	
AMETEK INC	8,577	234.360	2,010,105.720	
VERIZON COMM INC	157,121	45.480	7,145,863.080	
WR BERKLEY CORP	11,101	65.990	732,554.990	
BEST BUY CO INC	7,167	62.060	444,784.020	
YUM! BRANDS INC	10,345	161.570	1,671,441.650	
FIRSTENERGY CORP	19,371	51.040	988,695.840	
BOEING CO	29,261	223.770	6,547,733.970	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	55,256	63.820	3,526,437.920	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	4,420	168.510	744,814.200	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	6,485	205.100	1,330,073.500	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL INC	757	1,341.530	1,015,538.210	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	75,877	58.080	4,406,936.160	
ONEOK INC	23,445	84.840	1,989,073.800	
UNITED RENTALS INC	2,347	771.010	1,809,560.470	
SEMPRA	24,318	96.160	2,338,418.880	
FEDEX CORP	8,060	370.140	2,983,328.400	
VERISIGN INC	3,075	268.340	825,145.500	
AMPHENOL CORP	45,799	148.720	6,811,227.280	
BROWN-FORMAN CORP	6,284	29.210	183,555.640	
QUANTA SERVICES INC	5,556	594.400	3,302,486.400	
CSX CORP	69,285	42.510	2,945,305.350	
COTERRA ENERGY INC	28,266	31.670	895,184.220	
THE CAMPBELL'S COMPANY	7,237	20.000	144,740.000	
CONSTELLATION BRANDS INC	5,233	164.500	860,828.500	
CARDINAL HEALTH INC	8,768	214.950	1,884,681.600	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	42,853	28.690	1,229,452.570	
CASEY'S GENERAL STORES INC	1,381	742.450	1,025,323.450	
CATERPILLAR INC	17,336	794.250	13,769,118.000	
JPMORGAN CHASE & CO	100,458	311.120	31,254,492.960	
CHURCH & DWIGHT CO INC	8,819	95.530	842,479.070	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	5,813	163.350	949,553.550	

CINTAS CORP	12,665	176.140	2,230,813.100	
CISCO SYSTEMS INC	147,214	82.610	12,161,348.540	
CLOROX COMPANY	4,447	104.440	464,444.680	
COCA-COLA CO/THE	144,247	75.900	10,948,347.300	
COPART INC	33,182	33.290	1,104,628.780	
COLGATE-PALMOLIVE CO	30,033	84.160	2,527,577.280	
MARRIOTT INTERNATIONAL- CL A	8,195	366.700	3,005,106.500	
CIENA CORP	5,248	467.190	2,451,813.120	
NRG ENERGY, INC.	7,913	170.960	1,352,806.480	
COMCAST CORP-CL A	133,701	28.140	3,762,346.140	
CONAGRA BRANDS INC	17,594	14.280	251,242.320	
CONSOLIDATED EDISON INC	13,448	111.660	1,501,603.680	
CMS ENERGY CORP	11,417	78.820	899,887.940	
COOPER COS INC	7,302	71.610	522,896.220	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	6,227	43.660	271,870.820	
CORNING INC	29,089	172.820	5,027,160.980	
CUMMINS INC	5,148	615.560	3,168,902.880	
DR HORTON INC	10,038	145.250	1,458,019.500	
DANAHER CORP	23,441	198.610	4,655,617.010	
MOODY'S CORP	5,716	438.060	2,503,950.960	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	17,819	60.040	1,069,852.760	
TARGET CORP	16,871	119.530	2,016,590.630	
DEERE & CO	9,393	596.040	5,598,603.720	
MORGAN STANLEY	44,826	183.340	8,218,398.840	
REPUBLIC SERVICES INC	7,497	211.730	1,587,339.810	
COSTAR GROUP INC	15,791	37.600	593,741.600	
DECKERS OUTDOOR CORP	5,289	107.810	570,207.090	
THE WALT DISNEY CO	66,005	102.590	6,771,452.950	
DOLLAR TREE INC	6,890	100.670	693,616.300	
DOVER CORP	5,025	218.480	1,097,862.000	
OMNICOM GROUP	11,722	76.480	896,498.560	
DTE ENERGY CO	7,738	147.740	1,143,212.120	
DUKE ENERGY CORP	28,975	129.780	3,760,375.500	
DARDEN RESTAURANTS INC	4,290	197.980	849,334.200	
EBAY INC	16,841	100.400	1,690,836.400	
BANK OF AMERICA CORP	247,231	53.350	13,189,773.850	
CITIGROUP INC	65,110	129.580	8,436,953.800	
EATON CORP PLC	14,471	401.900	5,815,894.900	
CADENCE DESIGN SYS INC	10,142	292.370	2,965,216.540	
ECOLAB INC	9,498	273.130	2,594,188.740	
REVVITY INC	4,170	93.510	389,936.700	
ELECTRONIC ARTS INC	8,392	202.850	1,702,317.200	
SALESFORCE INC	34,912	171.310	5,980,774.720	
ERIE INDEMNITY CO	934	249.430	232,967.620	
EMERSON ELECTRIC CO	20,940	144.560	3,027,086.400	
ATMOS ENERGY CORP	6,164	188.160	1,159,818.240	
ENTERGY CORP	16,854	115.570	1,947,816.780	

EOG RESOURCES INC	20,217	133.590	2,700,789.030	
EQUIFAX INC	4,486	186.430	836,324.980	
EQT CORP	23,252	56.710	1,318,620.920	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	9,211	76.420	703,904.620	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	4,993	144.910	723,535.630	
EXXON MOBIL CORP	155,706	149.240	23,237,563.440	
NEXTERA ENERGY INC	77,596	91.310	7,085,290.760	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,364	223.550	304,922.200	
FAIR ISAAC CORP	884	1,007.280	890,435.520	
ASSURANT INC	1,842	222.270	409,421.340	
FASTENAL CO	42,780	44.620	1,908,843.600	
FIFTH THIRD BANCORP	33,535	49.770	1,669,036.950	
M&T BANK CORP	5,657	220.510	1,247,425.070	
FISERV INC	20,040	59.020	1,182,760.800	
FORD MOTOR CO	146,004	12.710	1,855,710.840	
FRANKLIN RESOURCES INC	11,300	26.430	298,659.000	
FREEPORT-MCMORAN INC	53,549	68.270	3,655,790.230	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	9,575	219.910	2,105,638.250	
GENERAL DYNAMICS CORP	9,456	339.880	3,213,905.280	
GENERAL MILLS INC	19,881	34.700	689,870.700	
GENUINE PARTS CO	5,183	109.900	569,611.700	
GILEAD SCIENCES INC	46,227	140.450	6,492,582.150	
GARTNER INC	2,591	149.100	386,318.100	
MCKESSON CORP	4,564	862.790	3,937,773.560	
NVIDIA CORP	905,395	196.510	177,919,171.450	
GE AEROSPACE	39,078	318.000	12,426,804.000	
WW GRAINGER INC	1,630	1,155.420	1,883,334.600	
HALLIBURTON CO	31,206	37.510	1,170,537.060	
MONSTER BEVERAGE CORP	26,574	75.070	1,994,910.180	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	11,175	909.630	10,165,115.250	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6,959	355.560	2,474,342.040	
HASBRO INC	4,903	92.750	454,753.250	
HENRY SCHEIN INC	3,680	77.200	284,096.000	
HERSHEY FOODS CORP	5,521	197.680	1,091,391.280	
HP INC	34,203	18.990	649,514.970	
F5 INC	2,106	295.190	621,670.140	
HOME DEPOT INC	37,092	342.710	12,711,799.320	
HORMEL FOODS CORP	10,723	20.760	222,609.480	
CENTERPOINT ENERGY INC	24,325	42.900	1,043,542.500	
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,189	520.420	618,779.380	
HUBBELL INC	1,981	545.620	1,080,873.220	
HUMANA INC	4,493	196.210	881,571.530	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	2,784	229.610	639,234.240	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	75,628	16.590	1,254,668.520	
COHERENT CORP	6,985	313.420	2,189,238.700	

BIOGEN INC	5,468	178.960	978,553.280	
IDEX CORP	2,789	204.900	571,466.100	
ILLINOIS TOOL WORKS	9,772	272.250	2,660,427.000	
INTUIT INC	10,368	366.800	3,802,982.400	
IDEXX LABORATORIES INC	2,975	584.050	1,737,548.750	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	8,247	470.570	3,880,790.790	
INTEL CORP	174,943	63.810	11,163,112.830	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	9,542	72.590	692,653.780	
INTERNATIONAL PAPER CO	19,674	36.540	718,887.960	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	2,654	151.420	401,868.680	
JABIL CIRCUIT INC	3,934	305.970	1,203,685.980	
INCYTE CORP	6,229	97.690	608,511.010	
EMCOR GROUP INC	1,668	814.180	1,358,052.240	
JOHNSON & JOHNSON	89,791	240.100	21,558,819.100	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	10,392	138.770	1,442,097.840	
KLA CORPORATION	4,884	1,795.910	8,771,224.440	
DEVON ENERGY CORP	23,110	45.250	1,045,727.500	
KEYCORP	34,913	21.630	755,168.190	
KIMBERLY-CLARK CORP	12,367	97.160	1,201,577.720	
KROGER CO	21,693	67.190	1,457,552.670	
LAM RESEARCH CORP	46,528	272.410	12,674,692.480	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,749	647.590	1,132,634.910	
PACKAGING CORP OF AMERICA	3,330	209.930	699,066.900	
AKAMAI TECHNOLOGIES	5,360	88.840	476,182.400	
LENNAR CORP	8,039	88.830	714,104.370	
ELI LILLY & CO	29,525	922.500	27,236,812.500	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	27,534	103.220	2,842,059.480	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	10,538	120.390	1,268,669.820	
LOCKHEED MARTIN CORP	7,544	611.580	4,613,759.520	
LOEWS CORP	6,295	110.280	694,212.600	
LOWE'S COS INC	20,901	248.440	5,192,644.440	
DOMINION ENERGY INC	31,816	63.710	2,026,997.360	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	7,057	36.730	259,203.610	
MCCORMICK & CO INC	9,327	53.840	502,165.680	
MCDONALD'S CORPORATION	26,534	303.220	8,045,639.480	
S&P GLOBAL INC	11,401	425.240	4,848,161.240	
EVEREST GROUP LTD	1,497	341.240	510,836.280	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	21,621	78.200	1,690,762.200	
MARSH & MCLENNAN COS	18,038	172.850	3,117,868.300	
MASCO CORP	7,489	64.910	486,110.990	

MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	2,247	630.800	1,417,407.600	
METLIFE INC	20,509	76.040	1,559,504.360	
MEDTRONIC PLC	47,767	88.120	4,209,228.040	
CVS HEALTH CORP	47,401	77.620	3,679,265.620	
MERCK & CO. INC.	92,478	119.960	11,093,660.880	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	14,681	72.050	1,057,766.050	
MICROSOFT CORP	276,672	393.110	108,762,529.920	
MICRON TECH INC	41,935	465.660	19,527,452.100	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	20,162	74.500	1,502,069.000	
3M CO	19,624	152.550	2,993,641.200	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	1,810	179.310	324,551.100	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	6,172	440.080	2,716,173.760	
XCEL ENERGY INC	22,040	79.830	1,759,453.200	
NETAPP INC	7,380	98.890	729,808.200	
NEWMONT CORP	40,659	119.300	4,850,618.700	
NVR INC	104	6,843.710	711,745.840	
NIKE INC-CL B	44,394	44.200	1,962,214.800	
NORDSON CORP	1,972	279.010	550,207.720	
NORFOLK SOUTHERN CORP	8,367	299.700	2,507,589.900	
EVERSOURCE ENERGY	13,979	69.010	964,690.790	
NISOURCE INC	17,830	47.220	841,932.600	
TAPESTRY INC	7,544	150.870	1,138,163.280	
NORTHERN TRUST CORP	6,943	155.820	1,081,858.260	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,971	680.130	3,380,926.230	
WELLS FARGO & CO	115,227	81.700	9,414,045.900	
NUCOR CORP	8,527	190.040	1,620,471.080	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	23,291	199.840	4,654,473.440	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	26,797	55.380	1,484,017.860	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	6,856	210.410	1,442,570.960	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	31,369	93.520	2,933,628.880	
ORACLE CORP	63,181	163.000	10,298,503.000	
PACCAR INC	19,576	125.430	2,455,417.680	
PTC INC	4,434	133.650	592,604.100	
EXELON CORP	38,112	48.660	1,854,529.920	
PARKER HANNIFIN CORP	4,703	985.000	4,632,455.000	
PAYCHEX INC	12,037	88.850	1,069,487.450	
ALIGN TECHNOLOGY INC	2,454	184.690	453,229.260	
PPL CORPORATION	27,562	39.610	1,091,730.820	
PEPSICO INC	50,920	155.720	7,929,262.400	
PENTAIR PLC	6,097	90.810	553,668.570	
PFIZER INC	211,844	27.110	5,743,090.840	
CONOCOPHILLIPS	45,649	118.790	5,422,644.710	
PG&E CORP	81,894	17.560	1,438,058.640	

ALTRIA GROUP INC	62,546	65.620	4,104,268.520	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	15,049	221.200	3,328,838.800	
BROWN & BROWN INC	10,908	66.540	725,818.320	
GARMIN LTD	6,091	264.480	1,610,947.680	
PPG INDUSTRIES INC	8,361	110.540	924,224.940	
COSTCO WHOLESALE CORP	16,538	974.800	16,121,242.400	
T ROWE PRICE GROUP INC	8,145	95.840	780,616.800	
QUEST DIAGNOSTICS	4,098	194.160	795,667.680	
PROCTER & GAMBLE CO	86,590	144.380	12,501,864.200	
PROGRESSIVE CORP	21,838	196.590	4,293,132.420	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	18,598	82.050	1,525,965.900	
PULTE GROUP INC	7,159	122.680	878,266.120	
GLOBAL PAYMENTS INC	8,867	68.600	608,276.200	
QUALCOMM INC	39,755	132.840	5,281,054.200	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	6,536	153.230	1,001,511.280	
REGENERON PHARMACEUTICALS	3,756	755.510	2,837,695.560	
RESMED INC	5,428	230.690	1,252,185.320	
US BANCORP	57,917	56.090	3,248,564.530	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	13,319	96.200	1,281,287.800	
ROSS STORES INC	12,051	223.290	2,690,867.790	
ROLLINS INC	10,934	54.800	599,183.200	
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,972	354.000	1,406,088.000	
ROCKWELL AUTOMATION INC	4,186	405.270	1,696,460.220	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	9,374	281.530	2,639,062.220	
ACCENTURE PLC-CL A	22,926	190.370	4,364,422.620	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	47,760	57.840	2,762,438.400	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3,543	288.480	1,022,084.640	
AXON ENTERPRISE INC	2,940	380.860	1,119,728.400	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	8,057	299.590	2,413,796.630	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	19,295	46.980	906,479.100	
BOOKING HOLDINGS INC	29,650	181.120	5,370,208.000	
SLB LTD	55,715	51.490	2,868,765.350	
SCHWAB (CHARLES) CORP	62,235	98.380	6,122,679.300	
POOL CORP	1,206	217.980	262,883.880	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	7,384	96.520	712,703.680	
ELEVANCE HEALTH INC	8,223	313.350	2,576,677.050	
CENCORA INC	7,248	319.900	2,318,635.200	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	7,371	94.140	693,905.940	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	8,590	333.600	2,865,624.000	

CENTENE CORP	17,406	37.260	648,547.560	
SMITH (A.O.) CORP	4,135	66.930	276,755.550	
SNAP-ON INC	1,934	377.870	730,800.580	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	12,966	98.760	1,280,522.160	
EDISON INTERNATIONAL	14,337	72.370	1,037,568.690	
SOUTHERN CO	41,026	95.960	3,936,854.960	
TRUIST FINANCIAL CORP	47,038	49.530	2,329,792.140	
SOUTHWEST AIRLINES	18,306	41.260	755,305.560	
AT&T INC	260,835	25.620	6,682,592.700	
CHEVRON CORP	69,843	187.020	13,062,037.860	
STANLEY BLACK & DECKER INC	5,697	72.190	411,266.430	
STATE STREET CORP	10,398	141.780	1,474,228.440	
STARBUCKS CORP	42,449	98.470	4,179,953.030	
STEEL DYNAMICS INC	5,115	195.300	998,959.500	
STRYKER CORP	12,833	345.880	4,438,678.040	
NETFLIX INC	157,314	106.280	16,719,331.920	
GEN DIGITAL INC	20,271	18.910	383,324.610	
SYNOPSYS INC	7,128	418.800	2,985,206.400	
SYSCO CORP	17,845	74.040	1,321,243.800	
INTUITIVE SURGICAL INC	13,232	467.220	6,182,255.040	
TERADYNE INC	5,835	365.510	2,132,750.850	
TEXAS INSTRUMENTS INC	33,815	218.870	7,401,089.050	
TEXTRON INC	6,489	92.650	601,205.850	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	13,999	527.220	7,380,552.780	
GLOBE LIFE INC	2,928	148.200	433,929.600	
DAVITA INC	1,228	149.450	183,524.600	
TRACTOR SUPPLY CO	19,688	45.020	886,353.760	
BIO-TECHNE CORP	5,754	58.660	337,529.640	
TRIMBLE INC	8,865	66.510	589,611.150	
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,603	322.310	516,662.930	
TYSON FOODS INC	10,510	64.960	682,729.600	
UNION PACIFIC CORP	22,109	252.040	5,572,352.360	
RTX CORP	50,012	202.810	10,142,933.720	
UNITEDHEALTH GROUP INC	33,751	314.190	10,604,226.690	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	2,031	181.950	369,540.450	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	9,464	444.280	4,204,665.920	
VULCAN MATERIALS CO	4,923	296.860	1,461,441.780	
WALMART INC	163,329	125.050	20,424,291.450	
WASTE MANAGEMENT INC	13,826	227.090	3,139,746.340	
WATERS CORP	3,654	330.980	1,209,400.920	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,681	267.930	718,320.330	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	3,924	92.210	361,832.040	
WESTERN DIGITAL CORP	12,632	366.220	4,626,091.040	
WABTEC CORP	6,353	268.290	1,704,446.370	

SKYWORKS SOLUTIONS INC	5,531	57.280	316,815.680	
WYNN RESORTS LTD	3,105	105.590	327,856.950	
NASDAQ INC	16,732	86.710	1,450,831.720	
CME GROUP INC	13,436	297.030	3,990,895.080	
WILLIAMS COS INC	45,501	71.440	3,250,591.440	
WILLIAMS-SONOMA INC	4,448	193.840	862,200.320	
ALLIANT ENERGY CORP	9,578	72.300	692,489.400	
WEC ENERGY GROUP INC	12,126	116.500	1,412,679.000	
TJX COMPANIES INC	41,375	160.280	6,631,585.000	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	1,809	226.700	410,100.300	
TPG INC-CVR	8,186	0.010	81.860	
CBRE GROUP INC	10,826	147.070	1,592,179.820	
REGIONS FINANCIAL CORP	32,341	27.750	897,462.750	
DOMINO'S PIZZA INC	1,143	369.170	421,961.310	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,815	1,363.420	2,474,607.300	
CRH PLC	24,974	117.410	2,932,197.340	
T-MOBILE US INC	17,653	190.000	3,354,070.000	
LAS VEGAS SANDS CORP	11,265	55.520	625,432.800	
MOSAIC CO/THE	11,674	23.940	279,475.560	
DEXCOM INC	14,340	62.950	902,703.000	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	4,067	87.770	356,960.590	
EXPEDIA GROUP INC	4,360	248.570	1,083,765.200	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	5,811	118.960	691,276.560	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,402	461.990	1,571,689.980	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	21,159	162.040	3,428,604.360	
LIVE NATION	5,883	166.280	978,225.240	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	48,527	34.920	1,694,562.840	
UNITED AIRLINES HOLIDINGS INC	12,051	97.200	1,171,357.200	
TRANSDIGM GROUP INC	2,104	1,296.580	2,728,004.320	
MASTERCARD INC	30,344	513.160	15,571,327.040	
LEIDOS HOLDINGS INC	4,764	156.170	743,993.880	
FIRST SOLAR INC	3,998	200.610	802,038.780	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	4,350	158.610	689,953.500	
SUPER MICRO COMPUTER INC	18,506	27.200	503,363.200	
DELTA AIR LINES INC	24,203	71.700	1,735,355.100	
INTERACTIVE BROKERS GROUP INC	16,594	77.100	1,279,397.400	
INSULET CORP	2,621	201.490	528,105.290	
LULULEMON ATHLETICA INC	3,977	160.600	638,706.200	
ULTA BEAUTY INC	1,653	533.090	881,197.770	
INVESCO LTD	16,330	24.720	403,677.600	
MSCI INC	2,738	545.690	1,494,099.220	
ECHOSTAR CORP	5,016	130.470	654,437.520	

PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	58,000	159.470	9,249,260.000	
VISA INC	62,636	311.370	19,502,971.320	
KEURIG DR PEPPER INC	50,620	26.020	1,317,132.400	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	7,272	133.390	970,012.080	
MARATHON PETROLEUM CORP	10,991	223.930	2,461,214.630	
KINDER MORGAN INC/DELAWARE	72,945	31.650	2,308,709.250	
XYLEM INC	9,076	129.660	1,176,794.160	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	9,594	73.250	702,760.500	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	1,462	398.070	581,978.340	
EPAM SYSTEMS INC	2,032	127.410	258,897.120	
HCA HEALTHCARE INC	5,832	498.660	2,908,185.120	
VERISK ANALYTICS INC	5,193	170.630	886,081.590	
CORPAY INC	2,607	320.480	835,491.360	
NXP SEMICONDUCTOR NV	9,377	209.890	1,968,138.530	
TARGA RESOURCES CORP	7,998	239.280	1,913,761.440	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,899	300.750	1,172,624.250	
DOLLAR GENERAL CORP	8,201	119.590	980,757.590	
FORTINET INC	23,551	78.700	1,853,463.700	
TESLA INC	104,789	364.200	38,164,153.800	
GENERAC HOLDINGS INC	2,158	211.870	457,215.460	
GENERAL MOTORS CO	33,681	79.460	2,676,292.260	
PHILLIPS 66	15,012	158.760	2,383,305.120	
META PLATFORMS INC	81,492	662.490	53,987,635.080	
IQVIA HOLDINGS INC	6,319	175.280	1,107,594.320	
DIAMONDBACK ENERGY INC	7,232	186.510	1,348,840.320	
SERVICENOW INC	38,973	87.790	3,421,439.670	
PALO ALTO NETWORKS INC	30,108	161.590	4,865,151.720	
WORKDAY INC	7,936	117.860	935,336.960	
ABBVIE INC	65,851	210.260	13,845,831.260	
ZOETIS INC	15,728	121.110	1,904,818.080	
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDINGS LTD	16,744	21.090	353,130.960	
NEWS CORP/NEW-CL A	13,617	25.030	340,833.510	
NEWS CORP/NEW-CL B	4,693	28.830	135,299.190	
CDW CORP	4,851	130.040	630,824.040	
HOWMET AEROSPACE INC	14,939	258.030	3,854,710.170	
TRADE DESK INC A	16,195	21.020	340,418.900	
BAKER HUGHES CO	36,821	61.490	2,264,123.290	
BROADCOM INC	176,655	380.780	67,266,690.900	
ARES MANAGEMENT CORP	7,676	112.610	864,394.360	
EVERGY INC	8,578	81.920	702,709.760	
ALLEGION PLC	3,164	147.020	465,171.280	
STERIS PLC	3,654	224.830	821,528.820	
KKR & CO INC	25,575	100.430	2,568,497.250	

MODERNA INC	12,957	52.840	684,647.880	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	8,543	331.380	2,830,979.340	
CIGNA GROUP	9,816	272.600	2,675,841.600	
DELL TECHNOLOGIES INC	11,073	184.510	2,043,079.230	
DOW INC	26,735	39.160	1,046,942.600	
AMCOR PLC	17,215	41.010	705,987.150	
FOX CORP-A	7,381	63.410	468,029.210	
FOX CORP-B	5,207	56.820	295,861.740	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	9,393	398.490	3,743,016.570	
CARRIER GLOBAL CORP	29,274	64.660	1,892,856.840	
OTIS WORLDWIDE CORP	14,483	81.900	1,186,157.700	
UBER TECHNOLOGIES INC	76,683	72.910	5,590,957.530	
CORTEVA INC	25,058	82.950	2,078,561.100	
BLACKSTONE INC	27,895	126.330	3,523,975.350	
DATADOG INC	12,231	110.570	1,352,381.670	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	8,125	533.440	4,334,200.000	
VERTIV HOLDINGS CO	14,254	310.510	4,426,009.540	
INGERSOLL RAND INC	13,261	88.320	1,171,211.520	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	16,981	74.670	1,267,971.270	
AON PLC	7,992	323.020	2,581,575.840	
WARNER BROS DISCOVERY INC	92,343	27.370	2,527,427.910	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	2,158	412.200	889,527.600	
COINBASE GLOBAL INC	8,310	184.410	1,532,447.100	
AIRBNB INC	15,782	133.850	2,112,420.700	
CONSTELLATION ENERGY CORP	11,611	296.610	3,443,938.710	
SOLVENTUM CORP	5,422	69.020	374,226.440	
APPROVIN CORP	10,097	433.510	4,377,150.470	
VIATRIS INC	42,914	13.910	596,933.740	
EXPAND ENERGY CORP	8,874	95.690	849,153.060	
BLACKROCK INC	5,376	1,054.560	5,669,314.560	
DOORDASH INC	13,928	163.550	2,277,924.400	
ARISTA NETWORKS INC	38,474	154.370	5,939,231.380	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	17,301	114.820	1,986,500.820	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC	85,112	135.700	11,549,698.400	
JACOBS SOLUTIONS INC	4,376	125.410	548,794.160	
APA CORP	13,215	37.030	489,351.450	
LINDE PLC	17,398	499.650	8,692,910.700	
ROBINHOOD MARKETS INC	29,447	79.090	2,328,963.230	
GE VERNOVA INC	10,042	987.500	9,916,475.000	
SYNCHRONY FINANCIAL	12,951	75.550	978,448.050	
VERALTO CORP	9,251	92.390	854,699.890	
BUNGE GLOBAL SA	5,043	122.330	616,910.190	

KENVUE INC	71,389	17.380	1,240,740.820	
TKO GROUP HOLDINGS INC	2,438	195.370	476,312.060	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	15,835	64.870	1,027,216.450	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	6,391	330.460	2,111,969.860	
TE CONNECTIVITY PLC	10,933	236.880	2,589,809.040	
SMURFIT WESTROCK PLC	19,464	42.100	819,434.400	
LABCORP HOLDINGS INC	3,089	268.870	830,539.430	
PARAMOUNT SKYDANCE CORP	11,666	11.080	129,259.280	
SANDISK CORP/DE	5,499	944.460	5,193,585.540	
APTIV PLC	7,825	59.070	462,222.750	
QNITY ELECTRONICS INC	7,804	132.770	1,036,137.080	
GODADDY INC	4,970	79.320	394,220.400	
LUMENTUM HOLDINGS INC	2,660	852.790	2,268,421.400	
BLOCK INC	20,406	66.150	1,349,856.900	
DUPONT DE NEMOURS INC	15,246	46.680	711,683.280	
CARVANA CO	5,269	374.210	1,971,712.490	
KRAFT HEINZ CO	31,756	22.110	702,125.160	
FORTIVE CORP	11,677	59.710	697,233.670	
ALPHABET INC-CL A	216,922	332.910	72,215,503.020	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	49,510	24.470	1,211,509.700	
PAYPAL HOLDINGS INC	34,303	47.970	1,645,514.910	
ALPHABET INC-CL C	174,249	330.580	57,603,234.420	
CHARTER COMMUNICATIONS INC	3,208	215.570	691,548.560	
VISTRA CORP	11,867	163.970	1,945,831.990	
アメリカ・ドル 小計	13,096,543		2,181,732,910.750 (346,699,176,847)	
合計	13,096,543		346,699,176,847 (346,699,176,847)	

(2) 株式以外の有価証券

2026年4月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,736.000	260,357.040	
		AMERICAN TOWER CORP	17,443.000	3,077,119.630	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,276.000	902,196.000	
		BXP INC	5,423.000	298,427.690	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,803.000	387,069.340	
		CROWN CASTLE INC	16,226.000	1,399,817.020	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	12,033.000	2,355,941.070	
		EQUINIX INC	3,661.000	3,871,031.570	
		EQUITY RESIDENTIAL	12,810.000	786,021.600	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,401.000	603,659.420	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	7,908.000	1,118,428.440	

	FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,888.000	318,286.480	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	25,563.000	431,247.810	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	23,522.000	491,845.020	
	INVITATION HOMES INC	21,013.000	556,214.110	
	IRON MOUNTAIN INC	11,023.000	1,256,952.690	
	KIMCO REALTY	25,116.000	592,737.600	
	MID AMERICA	4,356.000	550,337.040	
	PROLOGIS INC	34,635.000	4,792,098.600	
	PUBLIC STORAGE	5,885.000	1,789,040.000	
	REALTY INCOME CORP	34,275.000	2,187,087.750	
	REGENCY CENTERS CORP	6,054.000	481,716.780	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	3,970.000	865,777.600	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,117.000	2,459,266.320	
	UDR INC	11,061.000	388,462.320	
	VENTAS INC	17,697.000	1,510,261.980	
	VICI PROPERTIES INC	39,823.000	1,129,380.280	
	WELLTOWER INC	25,998.000	5,485,318.020	
	WEYERHAEUSER CO	26,846.000	665,243.880	
	アメリカ・ドル 小計	424,562.000	41,011,343.100 (6,517,112,532)	
投資証券 合計		424,562	6,517,112,532 (6,517,112,532)	
合計			6,517,112,532 (6,517,112,532)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

- 1．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 475銘柄 投資証券 29銘柄	96.80 -	- 1.82	100.00

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年4月30日現在

資産総額	4,507,122,628円
負債総額	14,997,966円
純資産総額（ - ）	4,492,124,662円
発行済数量	2,009,790,658口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2351円

（参考）

S & P 500インデックス・マザーファンド

2026年4月30日現在

資産総額	376,975,633,037円
負債総額	12,737,163円
純資産総額（ - ）	376,962,895,874円
発行済数量	78,547,020,615口
1口当たり純資産額（ / ）	4.7992円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2026年4月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2026年4月30日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2026年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,650,272,619,692
追加型株式投資信託	758	21,012,307,430,530
単位型公社債投資信託	16	25,552,801,285
単位型株式投資信託	150	818,718,352,855
合計	950	23,506,851,204,362

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	40,201	44,626
有価証券	0	-
金銭の信託	31,340	31,701
未収委託者報酬	19,595	21,109
未収運用受託報酬	4,015	8,039
未収投資助言報酬	359	381
未収収益	11	18
前払費用	1,758	1,764
その他	2,106	2,130
流動資産計	99,390	109,772
固定資産		
有形固定資産	1,361	1,099
建物	1 841	1 735
器具備品	1 352	1 341
リース資産	1 3	1 1
建設仮勘定	163	20
無形固定資産	3,771	3,871
ソフトウェア	2,740	2,936
ソフトウェア仮勘定	1,030	934
電話加入権	0	0
投資その他の資産	9,039	8,550
投資有価証券	183	106
関係会社株式	4,037	3,364
長期差入保証金	760	774
繰延税金資産	3,842	4,054
その他	215	250
固定資産計	14,172	13,521
資産合計	113,562	123,293

（単位：百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	227	520
リース債務	1	1
未払金	8,823	9,766
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	1
未払手数料	8,596	9,373
その他未払金	225	390
未払費用	9,265	11,969
未払法人税等	4,277	4,023
未払消費税等	1,606	1,883
賞与引当金	2,198	2,225
役員賞与引当金	60	60
流動負債計	26,462	30,451
固定負債		
リース債務	2	0
退職給付引当金	2,715	2,721
時効後支払損引当金	64	53
固定負債計	2,781	2,775
負債合計	29,244	33,227
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	62,765	68,513
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	62,642	68,390
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	30,962	36,710
株主資本計	84,318	90,066
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	84,318	90,066
負債・純資産合計	113,562	123,293

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）		第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	112,281		117,297	
運用受託報酬	17,981		23,568	
投資助言報酬	2,374		1,997	
その他営業収益	30		24	
営業収益計		132,668		142,888
営業費用				
支払手数料	49,384		51,925	
広告宣伝費	401		297	
公告費	0		-	
調査費	39,013		43,316	
調査費	14,703		18,298	
委託調査費	24,309		25,017	
委託計算費	522		308	
営業雑経費	774		711	
通信費	38		36	
印刷費	538		473	
協会費	67		66	
諸会費	47		47	
支払販売手数料	81		88	
営業費用計		90,097		96,558
一般管理費				
給料	11,477		11,766	
役員報酬	181		183	
給料・手当	10,148		10,445	
賞与	1,147		1,137	
交際費	59		82	
寄付金	12		17	
旅費交通費	246		307	
租税公課	668		1,028	
不動産賃借料	1,085		1,107	
退職給付費用	421		431	
固定資産減価償却費	1,457		1,460	
福利厚生費	57		58	
修繕費	0		0	
賞与引当金繰入額	2,198		2,225	
役員賞与引当金繰入額	60		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,261		3,472	
事務用消耗品費	43		53	
器具備品費	2		1	
諸経費	313		210	
一般管理費計		21,366		22,286
営業利益		21,204		24,043

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）		第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		12		50
受取配当金	1	450	1	328
時効成立分配金・償還金		0		0
金銭の信託運用益		-		631
雑収入		11		10
時効後支払損引当金戻入額		7		8
営業外収益計		482		1,030
営業外費用				
投資信託償還損		-		0
為替差損		39		51
金銭の信託運用損		329		-
早期割増退職金		6		27
営業外費用計		374		78
経常利益		21,312		24,994
特別利益				
固定資産売却益	2	6	2	0
特別利益計		6		0
特別損失				
固定資産除却損		13		0
投資有価証券売却損		-		22
関係会社株式評価損		31		523
関係会社清算損		25		4
特別損失計		70		550
税引前当期純利益		21,247		24,444
法人税、住民税及び事業税		7,356		7,469
法人税等調整額		435		212
法人税等合計		6,920		7,256
当期純利益		14,326		17,187

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318
当期変動額									
剰余金の配当							11,440	11,440	11,440
当期純利益							17,187	17,187	17,187
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,747	5,747	5,747
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	36,710	68,513	90,066

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	84,318
当期変動額			
剰余金の配当			11,440
当期純利益			17,187
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	5,747
当期末残高	0	0	90,066

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 8～18年 器具備品 ... 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1） 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2） 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3） 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項**（貸借対照表関係）****1．有形固定資産の減価償却累計額****（百万円）**

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	740	849
器具備品	662	705
リース資産	5	7

（損益計算書関係）**1．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。****（百万円）**

	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
受取配当金	438	314

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
ソフトウェア	6	0

（株主資本等変動計算書関係）第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）**1．発行済株式の種類及び総数に関する事項**

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2．配当に関する事項**（1）配当金支払額**

決議	株式の 種類	配当金（財 産）の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類株式					

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類株式				

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2026年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	22,000	550,000	2026年3月31日	2026年6月17日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）有価証券	0	0	-
（2）金銭の信託	31,340	31,340	-
（3）投資有価証券 その他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

第41期（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（１）金銭の信託	31,701	31,701	-
（２）投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
資産計	31,702	31,702	-

（注１）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
（１）現金・預金	40,201	-	-	-
（２）有価証券	0	-	-	-
（３）金銭の信託	31,340	-	-	-
（４）未収委託者報酬	19,595	-	-	-
（５）未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
（６）投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

第41期（2026年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
（１）現金・預金	44,626	-	-	-
（２）金銭の信託	31,701	-	-	-
（３）未収委託者報酬	21,109	-	-	-
（４）未収運用受託報酬	8,039	-	-	-
（５）投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	105,477	0	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	-	0	-	0
(2) 金銭の信託	-	31,340	-	31,340
(3) 投資有価証券 其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,342	-	31,342

第41期（2026年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	-	31,701	-	31,701
(2) 投資有価証券 其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,702	-	31,702

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	106
関係会社株式		
非上場株式	4,037	3,364

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第40期の貸借対照表計上額4,037百万円、第41期の貸借対照表計上額3,364百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第41期（2026年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	0	1	0
小計	0	1	0
合計	0	1	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額106百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	51	-	22

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について523百万円（関係会社株式523百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,760	2,759
勤務費用	299	311
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	18	439
退職給付の支払額	321	320
退職給付債務の期末残高	2,759	2,313

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,759	2,313
未積立退職給付債務	2,759	2,313
未認識数理計算上の差異	44	408
未認識過去勤務費用	0	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,715	2,721
退職給付引当金	2,715	2,721
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,715	2,721

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	299	311
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	14	12
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	3
確定給付制度に係る退職給付費用	312	323

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において27百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	0.09%	2.14%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度108百万円、当事業年度105百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	259	225
未払事業所税	10	10
賞与引当金	673	701
未払法定福利費	106	110
運用受託報酬	555	1,534
資産除去債務	20	23
減価償却超過額（一括償却資産）	5	3
減価償却超過額	66	71
繰延資産償却超過額（税法上）	407	407
退職給付引当金	855	857
時効後支払損引当金	20	16
ゴルフ会員権評価損	2	2
関係会社株式評価損	774	-
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	73	73
その他	6	11
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,842	4,054
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,842	4,054

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	- %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.64 %	- %
税制非適格現物配当益金算入項目	3.56	- %
税率変更による影響	0.18	- %
その他	0.79 %	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.57 %	- %

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	53,066百万円	46,634百万円
資産合計	53,066百万円	46,634百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	561百万円	- 百万円
負債合計	561百万円	- 百万円
純資産	52,505百万円	46,634百万円
（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	43,829百万円	40,018百万円
顧客関連資産	13,661百万円	10,603百万円

(2) 損益計算書項目

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,259百万円	6,868百万円
経常利益	7,259百万円	6,868百万円
税引前当期純利益	7,259百万円	6,868百万円
当期純利益	6,298百万円	5,870百万円
1株当たり当期純利益	157,468円47銭	146,764円94銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,447百万円	3,057百万円

(共通支配下の取引等)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	111,988百万円	115,972百万円
運用受託報酬	16,520百万円	18,429百万円
投資助言報酬	2,374百万円	1,997百万円
成功報酬（注）	1,754百万円	6,463百万円
その他営業収益	30百万円	24百万円
合計	132,668百万円	142,888百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株式会社 みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都 千代田 区	22,567 億円	持株 会社	(被所有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の 関係会社	第一生命 ホール ディング ス株式 会社	東京都 千代田 区	3,443 億円	持株 会社	(被所有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会 社の 子会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,462	未払 手数料	2,204
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	21,894	未払 手数料	3,421

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	2,107,956円73銭	2,251,656円50銭
1株当たり当期純利益金額	358,173円51銭	429,699円67銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額	14,326百万円	17,187百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	14,326百万円	17,187百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は2025年12月26日付で清算終了しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2025年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
P a y P a y 銀行株式会社	72,216	日本において銀行業務を営んでおります。
P a y P a y 証券株式会社	3,600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2025年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行ないます。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・ 目論見書の使用開始日
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月19日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスオープン・アメリカ株式の2025年4月16日から2026年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスオープン・アメリカ株式の2026年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。